

第4章 第4期障がい者計画

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市では、現行の障がい者福祉計画、障がい福祉計画において、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会をめざす「ノーマライゼーション*」と一人の人間として人間性の回復をめざす「リハビリテーション*」の理念に基づき、障がい福祉を進めてきました。

障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく、人権が尊重され、住み慣れた地域で自立した生活が送れるような社会を築いていくことが求められます。

今回の両計画見直しでは、現行計画を踏襲し、障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

**障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現**

(2) 基本目標

障がい者計画では、基本理念に基づき、次の4つを基本目標として掲げます。

1. 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり
2. 自立生活を支える基盤づくり
3. 社会参加の仕組みづくり
4. 安心して安全に暮らせるまちづくり

基本目標1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり

障がいのある人がいきいきと住み慣れた地域で生活するためには、周囲の人がノーマライゼーションの理念を理解し、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の権利・尊厳を守ることが不可欠です。

障がいのある人の地域生活、社会参加のためには、行政の制度だけでなく、地域住民や当事者団体、ボランティア、地域の町内会などが協力して行う地域の支えあいが必要であり、NPO*やボランティアなどの取組を通して、障がいのある人への支援を協働することが必要となります。

障がいのある人がいきいきと地域の人とともに生活できるように「障がいのある人への理解を深める人の輪づくり」をめざします。

基本目標2 自立生活を支える基盤づくり

「自分らしい」暮らしを実現するためには、障がいのある人の一人ひとりが置かれている状況や思いを出発点として、生活を支援していくことが大切です。

その人が必要とする情報を提供し、抱えている諸問題に答え、権利擁護（成年後見制度等）の視点にたって積極的に働きかけるとともに、医療を必要とする障がいのある人が増えていく中、障がいの進行や重度化・重複化を防ぐために、保健・医療との連携が必要となっています。また、障がいのある人の自立を促すため、選択できるサービスの質や量を充実していくことが求められています。

障がいのある人が身近な地域で支援やサービスを受けやすくするよう「自立生活を支える基盤づくり」をめざします。

基本目標3 社会参加の仕組みづくり

障がいのある人が身体的・精神的・社会的にも満足や生きがいをもって生活するためには、生活の質*（QOL）及び本人自身のエンパワメント*を高めるため、日常生活においてさまざまな支援が必要です。そのためには、障がいのある子どもには障がいの早期発見・療育・適切な教育支援の充実を図るとともに、障がいのある人には生活の場、就労の場や余暇活動などの社会参加の充実などのライフステージ*に応じた福祉環境の整備が必要になります。

障がいのある人が、社会参加に積極的に取り組み、障がいのある人とない人がふれあいや交流を深めることができるように、「社会参加の仕組みづくり」をめざします。

基本目標4 安心して安全に暮らせるまちづくり

障がいのある人が、地域生活や自由な社会活動を可能にするためには、住まい・道路・公共施設・公共交通機関など、安心して安全に生活できる地域環境が求められています。

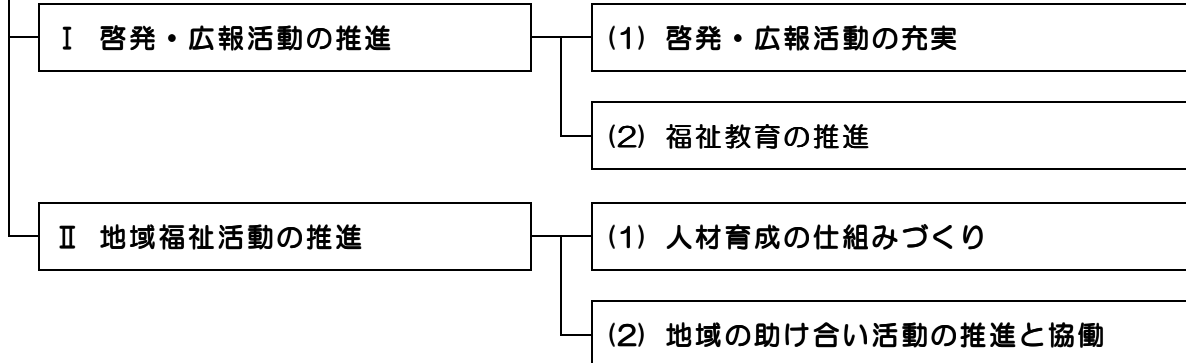
そのために、道路・公共施設などのユニバーサルデザイン*やバリアフリー*に配慮するとともに、公共交通や公共的施設等関係機関に障がいへの配慮について周知啓発を進めます。さらに、地域住民を含めた防犯・防災・交通安全における対策を日頃から進め、緊急時に対応できるように取り組む必要があります。

障がいのある人をはじめ、誰もが生活しやすくするために「安心して安全に暮らせるまちづくり」をめざします。

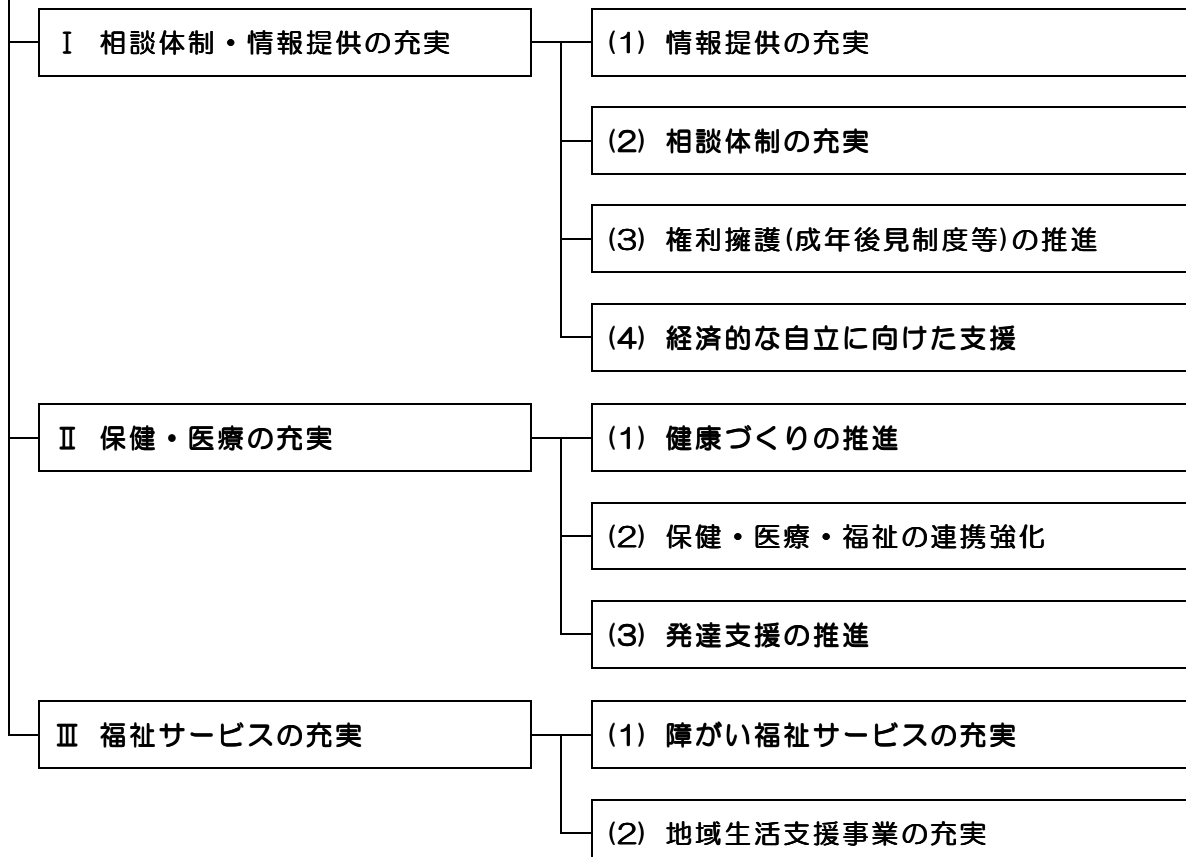
2 施策体系

障がい者計画では、基本目標を踏まえ、「啓発・広報活動の推進」を始めとする10の分野にわたる24の施策を体系的に示し、効果的な施策の推進をめざします。

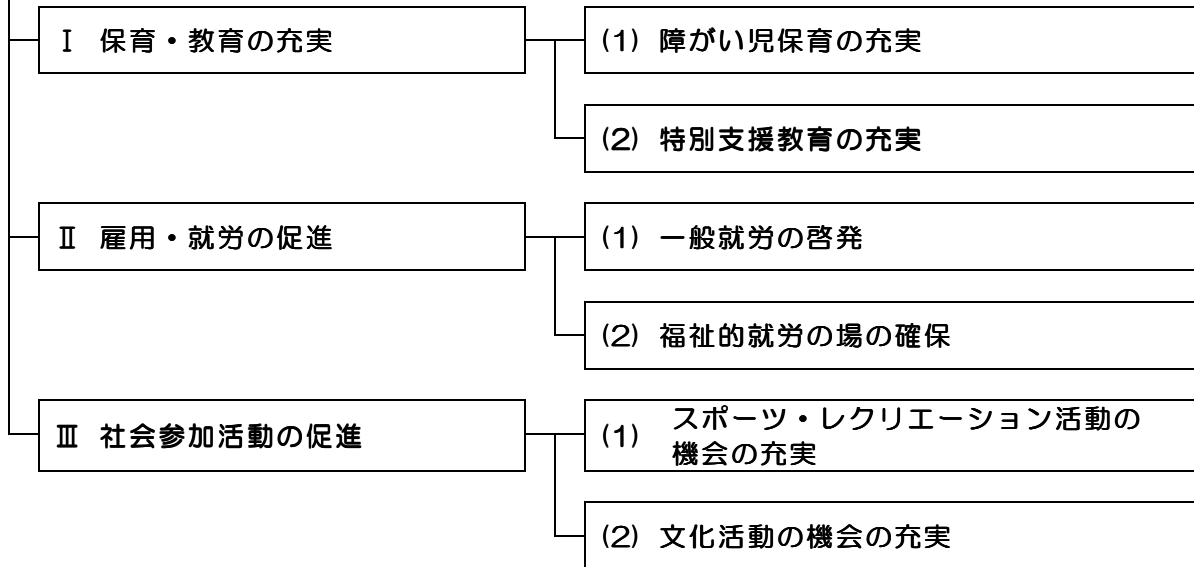
基本目標1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり



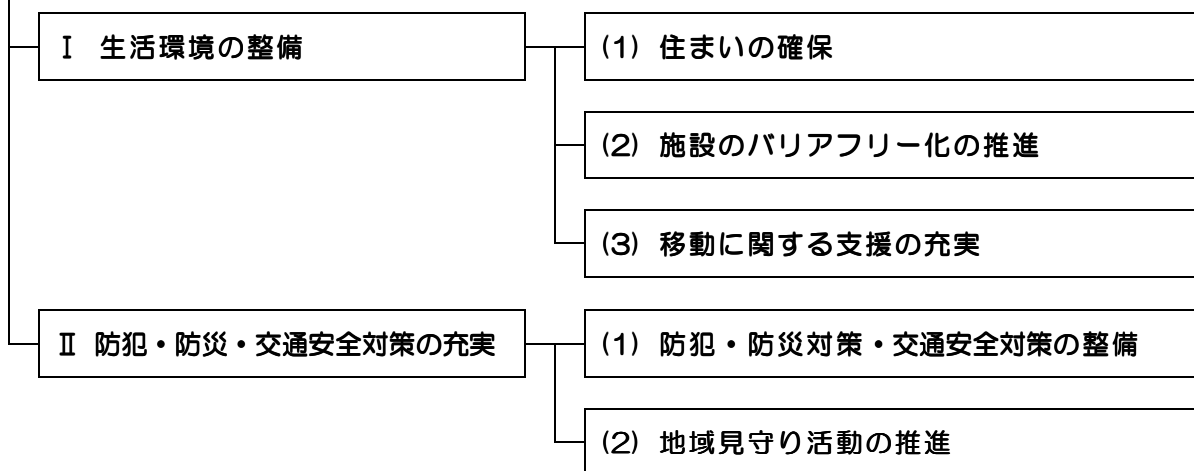
基本目標2 自立生活を支える基盤づくり



基本目標3 社会参加の仕組みづくり



基本目標4 安心して安全に暮らせるまちづくり



3 分野別施策

基本目標 1 障がいのある人への理解を深める人の輪づくり

I 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- 啓発・広報活動として障がい者団体が発行する冊子や、障がい者差別防止のパンフレットを窓口を設置し、市民に情報提供を行っています。より広く啓発・広報活動を推進するため、設置する施設を増やしていくことが課題です。
- 障がい者週間（12月3日～12月9日）にあわせ、シンボルマーク等を広報紙「市政のひろば」12月号に掲載し、周知を図っています。効果のある啓発事業とするため、障がい者週間の記事について具体的な活動内容の掲載など工夫する必要があります。
- 福祉教育として学校等では、障がいのある子どもとない子どもが、同年齢のクラスで一緒に過ごし、交流が持てるように推進しています。十分な交流が持てるようにするための担当保育士の充実が課題です。また、市内の小中学校で福祉実践教室を開催しています。
- 障がいに関わりのある事業所と協力して「福祉まつり」（平成29年度からはチャレンジド・フェスティバル）を開催し、障がいのある人とない人がふれあう機会を提供しました。開催場所から遠距離に住む障がいのある人が参加しやすい仕組みづくりが課題です。

（住民調査結果より）

- 障がいのある人の人権を守るのに必要なこととして、「障がいのある人の人権を守る教育・啓発活動を推進する」の割合が全体で約4割と高くなっています。
- 特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策として、「障がいに対する市民の理解を深めるような、啓発活動を積極的に行う」の割合が全体で約2割となっています。
- 障害者差別解消法について、「知らない」の割合が全体で約7割と非常に高くなっています。

（団体調査結果より）

- 以前と比べると障がいの理解は進んできたように思います。
- 障がいのある人及び障がいのある子どもの保護者は、近隣住民等からの見えない差別を感じる場合があります。
- 盲動犬の入店が拒否されることがあります。

【事業推進の考え方】

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを認め尊重し、地域で安心して笑顔で暮らせる社会の実現が本計画のめざす「共生社会」となります。そのためにはノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、高次脳機能障がい*、難病について正しい理解を深めることが必要です。また、子どもの頃から障がいのある子どもとの協働活動を行うなど、福祉教育を推進していく中で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を身につけるとともに、「個人の尊厳・人権」のあり方についての意識を深めることが大切です。

(1) 啓発・広報活動の充実

事業	内容
① 広報等を活用した啓発活動の充実	○広報紙やホームページ、社会福祉協議会の「ふくしだより」、西尾張 CATV の番組の活用および、国や県が作成するパンフレットや、障がい者団体が発行する機関誌等を窓口などに設置し、障がいや障がいのある人に関する理解と関心を高めるための幅広い啓発活動を進めます。設置にあっては施設の拡充に努めます。
② 障がい者週間の周知	○広報紙 12 月号に障がい者週間（12 月 3 日～12 月 9 日）についての記事を掲載します。記事の内容を工夫し、障がいのある人とない人の相互理解推進に努めます。
③ シンボルマーク等の普及	○国際シンボルマーク、聴覚障がい者シンボルマーク、身体障害者補助犬法等について、広報紙やホームページへの掲載を通じて周知を図るとともに、イベント等の機会に広く情報提供を行うことも検討します。

図 主なシンボルマーク

<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> 	<p>身体障害者標識</p> 	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 
<p>筆談マーク</p> 	<p>耳マーク</p> 	<p>聴覚障害者標識</p> 
<p>オストメイト*マーク</p> 	<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>ほじょ犬マーク</p> 

(2) 福祉教育の推進

事業	内容
①学校等での交流や体験学習の推進	○障がいについて理解し、共に生きる意識や接し方を身につけることができるよう、保育所・幼稚園・小中学校等での取組を推進します。特別支援学級と連携し、交流や体験を生かした学習などを推進します。また、障がいのある子の受け入れがしやすいように、適切な人員配置に努めます。
②小中学校における福祉実践教室の充実	○小中学校において、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、福祉実践教室の開催を推進します。開催にあたっては、障がい当事者を講師に迎える等の工夫を行い、当事者の声を通じて、より効果のある福祉教育に努めます。
③地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	○福祉施設の活動や行事に住民が参加し、障がいのある人とのふれあいや、施設の専門性を生かした講座の実施など、地域の福祉施設における様々な交流・体験学習の充実を図ります。これらの取組を、障がいのある人の参加や関係機関・団体、地域等の協力を得ながら推進します。 ○生涯学習において、障がいに関する理解を深めるための講座や学習会を開催し、幅広い年代の市民に向けた福祉教育の推進を図ります。

Ⅱ 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- 社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成講座を開設しましたが参加者が少ない状況であり、さらなる周知が必要です。
- 障がい者関係団体が行う、障がいのある人の生活の質を向上させる様々な活動に対し、支援を行っています。また、ボランティアを希望する市民に対しボランティアセンターを紹介し、市民の活動を支援しています。津島市ボランティア連絡協議会に加盟している障がい者支援ボランティアの活動情報について冊子等により周知を図る必要があります。企業ボランティアについては活動を促進する仕組みが十分整っていないため、関係機関と連携し基盤整備が求められます。
- 障がい者団体や障がいに関係する NPO と話し合いの場を持ち、情報収集に努めるとともに、協働して障がいのある人の支援を行いました。障がいのある人たちの多様なニーズに応えるため、様々な団体との連携が今後の課題です。

（住民調査結果より）

- 特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策として、「障がいのある人の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアを育てる」の割合が全体で約 3 割と高くなっています。特に、療育手帳所持者では、その割合が約 5 割と他の障がいに比べて非常に高くなっています。

（団体調査結果より）

- 障がいのある人を支援する団体は、会員の減少・高齢化により、今後の活動に不安があります。活動資金も会員の自主的な財源で行っているのがほとんどで財政的な支援を求めたいです。
- 市内の小中学校の福祉実践教室を通して、子ども達に障がいの理解を進めています。
- 一般市民に対し、ボランティア活動への参加を促すための企画を考える必要があります。

【事業推進の考え方】

障がいのある人や介護を担ってきた家族の高齢化、障がいの重度化・重複化、地域移行・地域定着の普及に伴い、必要とする支援内容も多様化する中、安心した地域生活を送る上で、公的なサービスでの支援だけでは十分とは言えません。このため、必要に応じて複数のフォーマル・インフォーマル*な支援が連携・協働して地域生活を支えていくことが求められます。障がい者団体、NPO・ボランティア団体、地域住民、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域生活を送る上での課題を解決していくことが必要となっています。このような地域での支え合う仕組みづくりのためにも、障がい者団体、NPO・ボランティア団体の育成・支援とともに、その中心となる人材育成に取り組むことが求められます。

(1) 人材育成の仕組みづくり

事業	内容
①各種講座の開催	○障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、ボランティア活動者の拡大を図るため、各種講座を開催します。開催にあたっては、周知を徹底し、参加しやすいよう時間、曜日、場所に配慮します。
②ボランティアに関する情報提供の充実	○障がいのある人もない人も、気軽にボランティア活動に参加することができるよう、活動に関する相談の充実を図るとともに、土曜日・日曜日・夜間にボランティア活動ができる場所の確保について支援します。また、企業等による社会貢献活動において、障がいのある人にかかわる取組を一層促すために、企業ボランティア活動の基盤整備に努めます。

(2) 地域の助け合い活動の推進と協働

事業	内容
①障がい者団体への支援の充実	○障がいのある人の生活の質(QOL)の向上につながるサービスの担い手となる活動に対して、サービス内容の向上や安定したサービス供給のために、必要な支援に努めます。
②ネットワークづくりの推進	○福祉施設の活動や行事に住民が参加し、障がいのある人とのふれあいや、施設の専門性を生かした講座の実施など、地域の福祉施設における様々な交流・体験学習の充実を図ります。これらの取組を、障がいのある人の参加や関係機関・団体、地域等の協力を得ながら推進します。
③NPO・ボランティアとの協働	○障がいのある人のニーズに対応した NPO やボランティアが提供するインフォーマル(公的ではない)サービスについて情報を共有し、障がいのある人の支援に努めます。

基本目標2 自立生活を支える基盤づくり

I 相談体制・情報提供の充実

【現状と課題】

- 各種福祉サービスの情報提供として、手帳交付時等に福祉ガイドブックや制度案内チラシの配布を行っています。障がいのある人の生活支援のため、広報紙やホームページを活用し、あらゆる機会を通じて情報提供を行っていく必要があります。
- 青い鳥医療療育センターによる巡回相談が実施されています。また、障がいのある人の状況に応じて訪問等、柔軟な対応をとっています。訪問するための人員の確保が課題です。
- 情報保障*として視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人には点字図書窓口への設置や、音声による広報を用意するなど情報伝達に努めています。ホームページでは視覚障がいのある人向けに「表示サイズ変更機能」「色の変更機能」「音声よみあげ機能」、文字を読むのが苦手な人向けに「ふりがな機能」をもたせ、アクセシビリティ*の向上を図り、情報提供の充実をめざしています。
- 障がいのある人の相談に、社会福祉協議会と連携して対応しています。相談支援事業については相談支援事業所と連携をとり、機能強化を推進する必要があります。
- 民生委員・児童委員*については、福祉に関する勉強会を行うなど、障がいのある人やその家族からの相談に応じることができる体制づくりに努めましたが、様々な福祉サービス等の相談に応じるには、より深い福祉についての知識の修得が必要です。
- 成年後見制度の周知については、パンフレットを窓口等に設置し、市民に情報提供を行っています。一人暮らしの障がいのある人などが福祉サービスを利用して地域生活を送るために、日常生活自立支援事業等の情報提供を行うとともに、ニーズに合わせた支援ができるよう、関係各所との連携強化が課題です。
- 虐待へ対応するため、福祉課に障がい者虐待防止センターを設置するとともに、津島市障がい者総合支援協議会で研修を行い、相談体制を整備しています。虐待の事例は個々に異なり、適切な相談支援をするためには幅広い知識と経験をもった人員の確保が課題です。

（住民調査結果より）

- 不安なときや困ったときなどの相談先は、「同居の家族」の割合が全体で約7割と非常に高く、障がい別にみると、療育手帳所持者では、「福祉施設・サービス事業所の職員」が約5割、精神障害者保健福祉手帳所持者では「医師・看護師などの専門職」が約5割と他の障がいに比べて高くなっています。
- 福祉などの情報入手手段は、「市の広報や回覧」「家族」の割合が約3割となっており、「新聞やテレビ・ラジオ」「役所・保健所など行政の職員」が上位に挙がっています。
- 成年後見制度について、「すでに成年後見制度を利用している」の割合は全体で1%未満となっており、「名前も内容も知らない」の割合は全体で約4割弱と高くなっています。

（団体調査結果より）

- 市の通知文等、視覚障がい者に配慮した点字印刷文書が少ないです。また、病院、公共施設などに手話ができる人が少なく、情報保障に配慮する必要があります。

【事業推進の考え方】

障がいのある人が地域生活を送る上での相談内容や求める情報は、障がいの種類、年齢、生活状況等により多岐にわたります。身近なところで安心して相談ができ、適切な指導・援助が受けられる支援体制や、地域において主体的に生活をしていくために、様々なサービスを一人ひとりの状況に応じて適正に選択できるように、ライフステージ*に応じた情報提供を行うことが必要です。子育て、教育、学校生活、就労、健康づくり等に関する相談を関係部署が専門的視点から応じていくとともに、相談機関同士の連携を深め、相談者がどこの相談機関を利用しても適切な支援に結び付けるようにすることが必要です。障がいのある市民には、その障がい特性に合わせた情報発信が必要となります。安心な地域生活を送るため、大切な情報がすべての市民に確実に届くよう配慮することが大切です。国においては平成 28 年 4 月から障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、障がいを理由とする差別のない地域社会をめざす「障害者差別解消法」が施行されました。同法における差別を解消するための措置として、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮*の提供をすることを、国及び地方公共団体等の法的義務としていることから、市職員に対する周知の徹底、また市民に対する啓発広報を推進する必要があります。

成年後見制度については、専門性が高く分かりにくいいため、利用しづらい状況にあります。判断能力が十分ではない障がいのある人の権利・財産を保護し、安心して生活できるよう制度を利用しやすくするための取組が求められます。

(1) 情報提供の充実

事業	内容
①情報提供機会の拡充	○障がいのある人が必要とする情報を得ることができるように、広報紙、「ふくしだより」のほか、関係機関の窓口で、各種サービスや制度等の情報を紹介したパンフレット等の設置や、特に情報を漏れなく周知することが必要なものについては、必要に応じてコミュニティ紙・障がい者団体等が定期的に発行している機関誌等への掲載を依頼し、活用を図ります。
②情報収集機会の拡充	○市役所を訪れることが困難な障がいのある人について、個々の実情にあった情報提供ができるよう、訪問相談を実施します。また、障がいのある人の生活全般にわたる各種サービス情報をできるだけわかりやすく提供するため、団体等の要請に基づき地域に出向いて行う出前講座の活用を促進します。
③コミュニケーション支援体制の充実	○視覚障がいのある人の重要な情報収集手段である点字と音声による広報活動や、点字図書を整備等、側面的な支援を図ります。また、聴覚障がいのある人の重要なコミュニケーション手段である手話通訳者・要約筆記者*の養成に協力するため、手話、要約筆記ボランティア養成講座において、聴覚障がいのある人、視覚障がいのある人に対する理解とコミュニケーション手段の紹介など、ボランティア活動としての基礎知識を習得できる場の提供に努めます。

(2) 相談体制の充実

事業	内容
①総合的な相談支援と相談窓口の連携	○障がいのある人が、保健福祉等のサービスを的確に得られるよう、専門相談窓口との連携を図るとともに、障がいのある人の個々の状況に応じた的確な支援や、困難ケースに対する保健・医療・福祉等、各種サービスの包括的、一体的な提供を行うため、支援が必要な事例の発生にあわせて、関係者が協議や評価を行うケアマネジメント*を推進します。
②相談窓口における合理的配慮の徹底	○市役所を含めた公的機関の職員に対し、相談窓口等における障がいのある人が必要とする配慮の徹底を図ります。また、相談窓口寄せられた偏見・差別・虐待等の事案については障がい者虐待防止センターで集約し、関係機関と協議の上、速やかに対応し、障がいを理由とする偏見・差別・虐待等の解消に取り組みます。
③民生委員・児童委員等の活動の充実	○民生委員・児童委員等が、障がいのある人が抱える悩みや必要としているサービス等の相談に応じることができるように、養成・研修の充実に努めます。

④ピアカウンセリングの推進	○障がい者団体等と協力して講座などの学習機会や相談の場づくりなどを推進し、自己の経験に基づいて同じ悩みを持つ人に対して助言などを行い、問題の解決を図るピアカウンセリングを充実するとともに、ピアカウンセラーの育成を支援します。
---------------	--

(3) 権利擁護(成年後見制度等)の推進

事業	内容
①権利擁護(成年後見制度等)に関する相談支援体制の確立	○権利擁護に関する相談支援を充実していくため、成年後見制度及び日常生活自立支援事業を含め、権利擁護に関する総合的な相談支援体制の確立を図ります。
②成年後見制度の周知・活用	○成年後見制度の周知を図り、制度を活用した権利擁護支援を進めるため、情報提供や相談支援を充実します。
③日常生活自立支援事業の周知・活用	○判断能力に不安がある人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援などを行う日常生活自立支援事業の利用促進を、各相談支援機関等と協力して図るとともに、個々のニーズに応じた専門員の配置や生活支援員の養成を進めていきます。
④虐待の早期発見と支援体制の整備	○平成23年6月に制定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者(雇用主)などによる障がいのある人への虐待を予防するための支援体制を整備します。併せて、発見者の通報を受け、適切な対応につなげる仕組みを構築します。

(4) 経済的な自立に向けた支援

事業	内容
①年金、手当等の支援	○経済的に自立した生活を送るために、年金・手当の充実に向けて、国や県に要望していきます。また、年金・手当等の支給に関する情報提供や支援を行います。
②医療等の利用負担軽減のための制度の充実	○福祉医療制度について、経済的に自立した生活を送るために、対象となる方が必要な医療助成が受けられるよう、情報提供や支援を行います。また、社会参加を促進するために、施設利用等に関する料金の減免措置等を充実していくよう、各方面に働きかけます。
③金銭管理に関する支援の推進	○判断能力に不安がある人の日常の金銭管理や、消費者被害等の防止などを支援し、経済的な自立を進めていくよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

Ⅱ 保健・医療の充実

【現状と課題】

- 市民に対し、健康講座、出前講座を通じて、健康管理、健康づくりに関する学習機会の提供を行うとともに、広報紙、チラシ、ホームページ等により、健康診査、健康相談、健康教育についての情報提供を行っています。また、個別ケースについては随時、関係機関とともに保健サービスに関する情報提供を行っています。
- 障がいに関する相談支援については社会福祉協議会と連携して行っています。
- 育児不安や育児困難感のある人に対し、乳幼児健康診査等の機会を利用して早期に対応し、子どもの発達や養育者の問題にに応じて、保健、福祉、教育、医療等、適切な支援先につなげています。また、子どもの発達過程についてのプリントを提示し、発達過程の認知を促す啓発を行っています。
- 発達障がいに関し、相談者の声を聴き、不安がないように支援を行っていますが不安が解消されたとは言えません。今後も保護者に寄り添った継続した支援が必要です。

（住民調査結果より）

- 発達障がい、高次脳機能障がい、難病等と診断されている割合は全体でそれぞれ約 1 割となっています。また、療育手帳所持者では、発達障がいと診断されている割合は約 5 割と高くなっています
- 医者にかかるときの困りごととして、「通院に時間がかかる（医療機関が遠い）」の割合が約 2 割、「医療費の負担が大きい」「自分にあった専門の医者が近くにいない」が約 1 割となっています。

（団体調査結果より）

- 発達障がいのある子どもの保護者に児童福祉制度を周知する配慮をしてほしいです。
- 子どもの成長にあわせて各種制度・サービスを利用するため、わかりやすい情報提供の仕組みを考えてほしいです。
- 病院・児童相談所・行政との連携が取れていません。
- 検診時に障がい判明した段階から相談支援をする場所を増やしてほしいです。

【事業推進の考え方】

障がいの原因には先天性のものと、事故またはがんや脳血管疾患、糖尿病などの疾病等による後天性のものがあります。本市においても高齢化が進む中、障がいのある人も高齢化しており、後天性による障がいのある人の占める割合が増加傾向にあります。生活習慣の改善を図るとともに、疾病の早期発見、早期治療の支援体制が必要となっています。乳幼児を対象とした4か月児、1歳6か月児、3歳児健診の確実な受診を勧奨し、何らかの障がいのある、またはあると思われる乳幼児をできるだけ早い段階で適切な療育につなげていくことが大切です。うつ病などの精神疾患は、原因やきっかけが把握しにくく、本人の自覚がないまま気づいたときには重症化している場合もあり、心の健康づくりなど精神保健対策を総合的に推進していく必要があります。

(1) 健康づくりの推進

事業	内容
①主体的な健康づくりの推進	○「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、健康管理や健康づくりに主体的に取り組んでいくよう、地域に出向く機会を増やし、健康管理、健康づくりに関する学習機会の提供を充実していきます。
②保健サービスの充実	○健康の維持・増進を図るとともに、二次障がいを予防していくために、広報紙、チラシ、市ホームページ等により、健康診査、健康相談、健康教育についての情報提供を行います。個別ケースについては随時、関係機関と協力し、保健サービスに関する情報提供を行います。
③こころの健康づくりへの支援	○障がいのある人のこころの健康づくりのために、各種相談支援の充実を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

事業	内容
①医療相談窓口の充実	○障がいや医療サービス等について、気軽に相談できるよう、医療相談員*による相談体制の充実を図ります。
②訪問サービスの利用促進	○在宅で生活する障がいのある人が、医師の指示のもとに必要な看護を行う看護師等を派遣する訪問看護サービスの利用促進を図ります。
③医療給付の活用推進	○障がい者医療・自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)について、広報紙等を通して制度の活用を促進します。

(3) 発達支援の推進

事業	内容
①障がい児の早期発見・早期療育の充実	○4か月児、1歳6か月児、3歳児健診の確実な受診を勧奨し、何らかの障がいのある、またはあると思われる乳幼児をできるだけ早い段階で適切な療育につなげます。障がいや発達に不安がある子どもの保護者等が、障がいや発達についての理解を深め、ともに取り組んでいけるよう啓発に努めます。
②発達障がい児等に対する支援	○地域療育支援事業として青い鳥医療療育センターを中心に、身近な地域で発達についての相談や、障がいについての相談療育指導が受けられるような体制づくりに努めます。

Ⅲ 福祉サービスの充実

【現状と課題】

- 福祉サービスについては、広報紙での掲載や、相談事業所を通しての紹介により、制度の周知を図っています。サービス事業所との情報交換の場を通して、サービス内容の充実を図るよう努めています。
- レスパイトサービス*については、日中一時支援事業者と連携を図り、介護している家族を支援しています。
- 地域生活支援事業については、広報紙への掲載や、相談事業所を通して、制度の周知を図り、障がいのある人が必要とする事業を充実するよう努めています。

（住民調査結果より）

- 介助者の年齢について、「70歳以上」の割合が全体で36.9%と最も高くなっています。主な介助者が、同居の家族、別居の家族・親族のうち、介助する上で困っていることは、「自分が倒れたときのことが心配」の割合が全体で67.8%、次いで「体が疲れている」の40.3%、「精神的な疲労が大きい」30.9%となっています。
- 将来の暮らしについて、「このままの暮らしをつづけたい」の割合が全体で70.4%と最も高く、障がい別にみると、療育手帳所持者では「仲間と地域で共同生活をしたい（例えば、グループホームなど）」の割合が29.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「結婚して（家庭をもって）暮らしたい」の割合が17.8%と他の障がいに比べて高くなっています。
- サービスの利用希望について、新規・継続利用希望を合わせて、「短期入所（ショートステイ）」の割合が全体で11.6%、「日中一時支援」が9.7%となっています。

（団体調査結果より）

- 福祉サービスを知る機会や場所が少なく、特に障がいのある人及び障がいがある子どもの保護者同士の情報交換で初めて知ることが多いです。福祉制度をわかりやすく周知してほしいです。

【事業推進の考え方】

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受け、暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるように、地域生活を支えるサービスの提供体制を整備していくことが必要となります。本市においても、障がいのある人が増加していく中で、障がいの多様化や本人及び介助者の高齢化など、障がいのある人を取り巻く環境は変化しており、様々なニーズに応じたサービスの提供体制の整備が求められます。また、障がい福祉サービス等の制度についても、周知や理解を図る必要があります。

本市では障がいのある人の中でも、身体障がい者の7割弱は65歳以上の高齢者となっており、既に介護保険給付を受けている方が多くいます。障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行においては、サービスの利用者が大きな不安をもたないように丁寧な情報提供を行い支援することが必要です。また、介護保険での利用負担割合も介護報酬の1割となるため、利用者にとって経済的負担が急に増えることとなります。平成27年（2015年）夏に実施された国の調査では、介護保険利用に移った人の1か月の平均負担額が9倍（7,183円）に増えていると報告されています。平成30年4月から障害者総合支援法の改正により、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高

年齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がいのある人の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みが設けられます。

（１）障がい福祉サービスの充実

事業	内容
①生活支援サービスの充実	○障がいのある人の自立した生活を支援するための障がい福祉サービスの提供及び確保方策については「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の中で計画的に事業展開をします。65歳以上の障がいのある人への訪問系サービス等の提供に関しては、原則「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中で計画的に事業展開をします。サービス内容や機能から、介護保険サービスに相当するものがなく、障がい福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。
②短期レスパイトサービス体制の連携	○緊急時に施設に短期間入所できる短期入所（ショートステイ）や一時的な休息のために預かる日中一時支援事業の充実を図り、介護している家族等を支援します。また、障がいのある人の在宅生活を促進するレスパイトサービス体制の充実に向け、各関係機関との連携を図ります。
③補装具の利用促進	○介護負担の軽減や自立した地域生活を送るため、義肢・装具・補聴器等、補装具費支給事業の利用促進を図ります。

（２）地域生活支援事業の充実

事業	内容
①地域生活支援事業の充実	○障がいのある人が地域で自立した生活を支援するための地域生活支援事業を、広く理解してもらうため、制度の周知を図ります。また、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、意思疎通支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業などサービスの充実を図ります。

基本目標 3 社会参加の仕組みづくり

I 保育・教育の充実

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの保護者の要望を聞き、保育所入所を促進するとともに障がいのある子どもには、無理のないような保育を推進しています。身近な地域に通園できるよう、どの保育所でも障がいのある子どもの受け入れを可能とする体制づくりが課題です。
- 子ども同士の関わりが持てるように交流保育を一部の保育所で実施していますが、全体での交流については今後の課題です。
- 保育士の資質の向上を図るため、随時、研修を行い、保育士が参加しやすい体制をつくるとともに、研修には障がいのある子どもに関する内容も取り入れました。研修は、一部の保育士しか参加できなかったため、参加率の向上が課題です。
- 障がいのある子一人ひとりの状況を把握し、保護者の意向をふまえた適切な就学指導体制の充実を図っています。一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を、各校のコーディネーターが中心となって、個別の教育支援計画に基づき推進しています。そのために、教職員の専門性を高めていくための研修の充実と、必要に応じた支援員等の配置や教育環境整備が課題です。
- 学校での特別支援教育を専門的な見地から支援していくよう、津島市特別支援教育連絡会（2回）を行っています。また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた機能訓練発達相談等を行うため、医療機関や専門機関との連携を図っています。
- 重症心身障がい児の居場所づくりには、放課後等デイサービスや日中一時支援事業で対応しています。

（住民調査結果より）

- 通園、通所、就学で困っていることについて、「放課後・学校休日に遊べる友だちが少ない」「先生の障がいへの理解が足りない」の割合が全体で 16.7%と最も高く、次いで「園や施設、学校が遠い」の割合が 14.6%となっています。
- 障がいのある子どもの保育や教育の充実を図るためとして、「教員など専門職の障がいへの理解の促進」の割合が全体で 36.4%、「就学前の子どもに対する日常生活訓練や集団への適応訓練の充実」が 33.7%、「保護者等からの相談に対応する機能の強化」が 29.3%が上位に挙げられています。また、「可能な限り普通学級での受け入れ」の割合も 24.2%となっています。

（団体調査結果より）

- 先生達に、発達障がいの理解促進をしてほしいです。
- 現状では、障がいのある子どもの保護者としては、子育てが難しい状況です。

【事業推進の考え方】

障がいの内容が多様化・複雑化している中、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後に至るまで一貫して計画的に療育や教育を行うとともに、各分野の関係機関と連携し包括的に支援していくことが必要です。一方、「障害者差別解消法」では、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システム*を理念として、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援教室といった「多様な学びの場」を用意するとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに学ぶ場や機会を提供するものとしています。それに向け、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための「合理的配慮」の視点から小中学校における基礎的環境を整備する必要があります。

(1) 障がい児保育の充実

事業	内容
①統合保育の推進	○障がいのある子どもをもつ保護者のうち、希望する人に対し身近な地域における入所園の促進と、障がいのない子どもとの統合保育の推進に努めます。
②交流保育の充実	○療育施設等を利用している子どもと保育所等の園児との交流を促進し、障がいのある子どもの成長発達の促進と、障がいのない子どもに福祉の心の醸成を図り、幼児期の交流保育の充実に努めます。
③保育所職員等の障がい児保育に関する研修等の充実	○障がい児保育に関する研修や経験等を充実させ、保育士等の資質の向上を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

事業	内容
①就学支援の充実	○障がいのある児童一人ひとりの状況を把握するとともに、本人及び保護者の意向をふまえた適切な就学支援体制の充実を図ります。
②地域の学校での特別支援教育の充実	○一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を、各校のコーディネーターが中心となって、個別の教育支援計画に基づき推進します。そのために、教職員の専門性を高めていくための研修を充実していくとともに、必要に応じて支援員等の配置や教育環境整備に努めます。
③特別支援学校や専門機関等との連携強化	○学校での特別支援教育を専門的な見地から支援していくよう、特別支援学校との連携を強化します。また、学齢期の児童・生徒のニーズに応じた発達相談等を行うため、医療機関や専門機関との連携を図ります。

④放課後や長期休業中の活動の場の確保

○障がいのある子どもの放課後や長期休業中の活動の場として、子どもたちが障がいの有無にかかわらず、一緒に遊んだり、気軽に活動できるよう、放課後等デイサービスや日中一時支援事業をはじめとする障がい福祉サービスを充実し、重症心身障がい児の居場所づくりを進めます。

Ⅱ 雇用・就労の促進

【現状と課題】

- 工賃向上のため、市の行事で配布する記念品を就労継続支援事業所から購入しています。費用面から考えると、委託費が高くなる場合がありますが、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）の趣旨に基づき、障がい者団体への委託を推進していくよう各課に情報提供を行います。
- 就労を希望する障がいのある人へ、市内の就労移行支援事業所の紹介を行っていますが、障がい者トライアル雇用制度*などの活用には至っていません。
- 藤まつり等の会場、市内の商業施設等で、障がいのある人が作った製品の販売を行っていますが、一時的な出店が多く、常設販売店の確保ができていません。

（住民調査結果より）

- 日中の過ごし方のうち、「一般就労*している」の割合が全体で13.3%、「就労支援施設（就労継続支援・就労移行支援）で働いている」が6.3%となっており、65歳未満の方では、それぞれ21.1%、13.4%となっています。
- 仕事や工賃による1か月の収入は、3万円未満の割合が19.4%となっていて、その半数は1万円未満となっています。
- 仕事をする上での必要なこととして、「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」の割合が全体で53.1%と最も高くなっています。次いで、「障がい者の就労について、積極的に進める職場や地域がひろがること」が46.9%となっています。

（団体調査結果より）

- 市内に就労継続支援事業所（A・B型）が少ないため、市外へ通っています。市内にも就労継続支援事業所が増えてほしいです。
- 障がい種別により一般就労が長続きしないこともあります。
- 施設職員の人達にも障がいの理解、手話等を覚えてほしいです。

【事業推進の考え方】

就労は生活のための経済活動だけでなく自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、生きがいのある生活に繋がります。障がいのある人が地域の中で生きがいを持ち、経済的に自立した生活を営み、社会参加するためには、障がい種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりが必要となります。企業においては、法定雇用率の達成に加え、就労継続のため職場の仲間が障がい特性を十分に理解し、障がいのある人への「必要かつ合理的な配慮」を実践することにより、

働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要です。平成30年4月からは障がいのある人の法定雇用率の引き上げと、算定基準に精神障がいのある人が加えられます。また、一般就労をめざす障がいのある人が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、公共職業安定所(ハローワーク)や障害者就業・生活支援センター*、就労移行支援事業所、特別支援学校等と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じて総合的に就労支援する取り組みが求められます。一方、企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、障がいのある人が自立した生活を送るためにも、工賃の向上が課題となっています。平成25年4月に施行された、障害者優先調達推進法に基づき、商品やサービス活動等の受注を推進するとともに、販売拡大に向けた広報活動の充実を図り、障がいのある人の工賃の向上をめざす必要があります。

(1) 一般就労の啓発

事業	内容
①障がい者雇用の啓発の促進	○企業等が持つ障がいのある人に対する先入観や障がい者雇用に伴う不安を解消するため、公共職業安定所(ハローワーク)や商工会議所と連携し、障がいのある人の特性や可能性などについて企業等に情報提供を行い、障がい者雇用について理解を促進します。
②各種支援制度の周知	○就労を希望する障がいのある人に対しては貸付及び支援制度について、また、企業等に対しては障がい者雇用に係る各種助成金制度について、公共職業安定所(ハローワーク)と連携を図り、周知に努めます。
③行政機関での障がい者雇用の推進	○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、障がいのある人をその能力と適性に応じ、市職員として雇用します。また、市の業務の一部について、障がい者団体等への委託を推進します。
④就労に向けた訓練・実習等の充実	○企業等で就労するための意欲や、企業が求める知識・技能などを身につけるよう、自立訓練事業や就労移行支援事業を推進します。障がい者トライアル雇用制度や職場適応訓練事業などの委託訓練事業等を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練や実習を、就労支援を行う機関等と連携して推進します。

(2) 福祉的就労の場の確保

事業	内容
①就労事業への支援	○就労継続支援事業等での生産活動の充実と工賃の確保を図るために、企業等と連携して生産業務の拡大を推進します。就労した人が職場に定着できるよう、企業等と相談支援機関等が連携し、生活面のサポートも含めた継続

	的な支援を行います。
②障がいのある人が作った製品の販路の確保	○生産活動を通して、障がいのある人ができるだけ多く収入を得られるように、障がいのある人が作った製品の各イベントへの出店や常設販売店の開拓、企業等への販売促進を図ります。

Ⅲ 社会参加活動の促進

【現状と課題】

- 障がいのある人も参加できるスポーツ・レクリエーションや音楽祭等の文化的イベント、体験教室などの紹介を行っています。
- 各種催しにより障がいのある人とない人との交流の場を設けています。
- 「スポーツフェスティバル IN TSUSHIMA」では、スポーツ推進委員をはじめ、スポーツボランティアの方を募集します。十分な補助ができるように、障がいや障がいのある人に対する知識および資格取得等の機会や情報提供を積極的に行う必要があります。
- すべての市民を対象とした市民大学講座と、各種公民館講座を開講しました。その中で、障がいのある人に対応した設備を備えていない会場もあるため、改善していく必要があります。

（住民調査結果より）

- 日中の過ごし方のうち、「自宅にいる（自宅で療養している等）」の割合が全体で 37.5%と最も高くなっています。
- 特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策のうち、「障がいのある人の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアを育てる」の割合は全体で 27.3%、「文化活動などを通して、地域の人々との交流を活発にする」の割合は 8.2%となっています。

（団体調査結果より）

- ボランティア活動をしている団体の広報や、活動内容を周知する場の提供を考えてほしいです。
- ボランティア活動の参加者は年々減少しています。

【事業推進の考え方】

障がいのある人が、地域のスポーツ活動・文化活動・レクリエーションといったイベントや行事に参加することは、人々とのふれあいの中から「生きがい」や「やりがい」を感じる毎日の生活を通して、人生を豊かにしてくれます。市民参加型イベントの際には、ボランティアが付き添いや介助などの活動に携わるなど、障がいのある人とない人の相互理解、交流の促進に繋がります。

障がいのある人が参加しやすい講座の工夫や場所の設定に配慮するなど、社会参加を促進するための環境整備が求められます。障がい者スポーツの分野では、平成 32 年（2020 年）に東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されています。マスコミ等でも取り上げられる機会が増加すると予想され、地域においても、障がい者スポーツに理解が深まることが考えられます。身近な地域で積極的に参加できるよう、環境を整備するとともに、障がい

のある人自身の活動や、それをサポートするNPO・ボランティア団体などの活動を支援することにより社会参加を促進することが望まれます。一方では、障がいのある人の社会参加に関する市民意識の向上、理解の促進を図るため、効果的な啓発を行うことと併せて、継続的な情報発信を充実させる必要があります。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

事業	内容
①スポーツ・レクリエーション事業の推進	○障がいのある人が、愛知県障害者スポーツ大会や市が実施するスポーツ・レクリエーション事業に参加しやすいよう事業の推進を図ります。
②交流・学習の場の充実	○障がいのある人が社会参加活動に主体的に参加する意欲を高めるために、障がいのある人同士が交流や学習を行う機会を充実していくよう、障がい者団体等と協力して推進します。また、イベント等を企画開催する中で、手話通訳者や要約筆記者などによる情報保障を行うことで、コミュニケーションの充実を図ります。さらに、事業所や福祉関係団体と、障がいのある人との交流機会を充実するとともに、社会参加や障がい者雇用に結びつくよう支援します。
③人材育成の充実	○障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、スポーツ推進委員をはじめ、ボランティア等の人材育成に努めます。

(2) 文化活動の機会の充実

事業	内容
①生涯学習の推進	○障がいのある人の学習ニーズに応え、市が実施する各種講座や講演会に参加しやすいように配慮し、生涯学習の推進を図ります。
②人材育成の充実	○障がいのある人の文化活動を促進するため、幅広い視野を持った指導者や活動を支えるボランティア等の人材育成に努めます。

基本目標4 安心して安全に暮らせるまちづくり

I 生活環境の整備

【現状と課題】

- 住宅を希望する障がいのある人へ、県営住宅や、都市再生機構賃貸住宅の紹介を行っています。不動産事業者や地域住民等に対し、障がいへの理解を得られるよう啓発活動の推進が必要です。
- 安心して歩ける歩行空間の形成をめざし、歩道設置工事を行っていますが、対象となる路線数が多く、事業完了の目途がたっていない状況です。
- 既設の建築物のバリアフリー化事業として、市役所本庁舎通用口と本庁舎議場にスロープを設置しています。既存施設改修に向けての財源不足が課題となっています。

（住民調査結果より）

- 現在の住まいの不便感について、何らかの不便を感じている割合は全体で 16.3%となっています。
- 身体障害者手帳所持者では、「道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーに改善されていない」の割合が 17.1%、「障がい者用のトイレが整備されていない」が 14.7%、「視覚・聴覚の障がいに配慮した案内表示やアナウンスなどのサービスが適切でない」が 8.5%と他の障がいに比べて高くなっています。

（団体調査結果より）

- 市内の施設や店舗及び道路に段差が多く、路面状態や点字ブロックの位置が良くないなど、視覚障がいのある人や、車椅子の人が利用する際に不安な箇所が多々あるため、改善する必要があります。

【事業推進の考え方】

障がいのある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。居室の段差解消や手すりの設置など身体機能に合わせて住宅改善を行うことで、障がいのある人が住み慣れた家や地域で暮らし続けることが可能になるため、障がいのある人の住宅改善に対する助成制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。重度の障がいのある人については、今後も「施設入所支援事業」等の利用を促進し、市内外の施設と連携を深めながら入所の支援を行い、一方、施設に入所されている人で地域生活が可能な人については、地域生活への移行を進めるためのグループホームや日常生活を支えるためのホームヘルプサービスなどの基盤を充実させていく必要があります。

障がいのある人だけでなく、高齢者や妊産婦、子どもなど、市民が安心して生活できるまちをめざすためには、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが必要です。市内の歩行空間や交通環境、公共施設等の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の移動及び施設利用の安全性と快適性を図るため、道路整備や段差の解消、安心して利用できる交通機関の確保などさらなる促進が求められます。

(1) 住まいの確保

事業	内容
①居住系サービスの充実	○地域で自立した生活を送っていくための拠点として、共同生活援助(グループホーム)などの施設や人材の確保を、福祉サービス事業者等と連携して推進します。
②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	○地域で自立した生活を送ることができるよう住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民等の理解を得る啓発などを行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等の利用を推進していきます。

(2) 施設のバリアフリー化の推進

事業	内容
①道路の整備	○目的としている施設、建築物に安全にアクセスできる道路を整備するため、歩車道の分離など安心して歩ける歩行空間を形成し、道路改修を順次進めます。
②公共施設等の整備	○公共施設等のバリアフリー化を促進します。
③公園の整備	○障がいのある人が利用しやすいように、多目的トイレ、スロープや障がい者用駐車場などのバリアフリーの整備を進めます。

(3) 移動に関する支援の充実

事業	内容
①持続可能な交通体系の構築	○社会活動支援及び公共施設利用の利便性の向上を図るため、巡回バスの運行を行います。
②福祉有償運送の充実	○地域の交通手段として、福祉有償運送車両等による生活交通の充実を図ります。
③各種助成制度の周知	○自動車を運転する身体障がいのある人を対象として行っている自動車改造費や自動車運転免許取得費の助成の周知を図ります。また、障がいのある人にタクシー料金助成制度等の周知を図ります。

Ⅱ 防犯・防災・交通安全対策の充実

【現状と課題】

- 交通安全に関する啓発活動として、広報紙及びホームページによる啓発のほか、交通安全教室、交通安全啓発キャンペーンを行っています。防犯活動の推進については、防犯教室、防犯パトロール、防犯のチラシ等の配布を行っています。
- 災害時要配慮者*の把握のため、福祉課、高齢介護課、津島保健所のデータを基に、避難行動要支援者名簿を作成しています。対象者・避難支援関係者に、当制度の周知と理解を広く求めることが課題です。
- 大きな災害時における福祉避難所として現在8法人 16 施設（内訳 障害者施設2施設、高齢者施設 14 施設）と協定を締結していますが、十分な定量の確保が課題です。

（住民調査結果より）

- 火事や地震などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難できるかについては、「できない」の割合が全体で40.8%と最も高くなっています。
- 地震などの災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境のこと」の割合が全体で50.3%と最も高く、次いで「避難場所での共同生活に適應できるか不安」が47.4%、「避難場所まで行けないこと」が41.4%の順に挙がっています。
- 市が行っている避難行動要支援者制度については、「知らない」の割合が全体で69.3%と非常に高くなっています。

（団体調査結果より）

- 避難行動要支援者名簿に登録されていても、災害時に手助けしてもらえるのか不安があります。
- 避難所に障がいのある人に配慮した設備があるのか不安です。
- 聴覚障がいのある人の情報保障として、手話ができる人を配置してほしいです。
- 障がい当事者やボランティアなどに対し、防災訓練への積極的な参加を促してほしいです。

【事業推進の考え方】

我が国では東日本大震災及び熊本地震、全国各地で発生している集中豪雨等による被害など、さまざまな大規模災害が発生しています。この地域においても東海地震や東南海地震等の発生が懸念される中、災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人が、安全かつ確実に避難できるよう、日頃から地域ぐるみの防災、防犯訓練を実施し、消防署や地元消防団、民生委員・児童委員等と連携した避難支援体制を整備する必要があります。

また、障がいのある人を事故や犯罪から守るためには、地域ぐるみの防犯への取組を強化するとともに、判断能力が不十分な障がいのある人が、消費者被害等にあわないよう啓発活動や相談事業を充実させることが大切です。

(1) 防犯・防災対策・交通安全対策の整備

事業	内容
①地域防犯・防災体制の整備	○地域における住民と警察署による防犯ネットワーク体制の確立に努め、関係機関との連携体制の一層の充実を図ります。
②防災訓練・防災講演会の充実	○障がいのある人を災害から守るための防災訓練を実施し、地域や障害者施設等において、防災知識の普及、啓発を行い防災意識の向上を図ります。
③災害時要配慮者支援の充実	○避難行動要支援者*には台帳への登録を促します。民生委員・児童委員をはじめとする避難支援等関係者及び関係機関、担当部局と情報共有し、災害時に安否等を速やかに把握し、避難誘導できる体制づくりに努めます。
④福祉避難所の整備	○大きな災害時において、障がいのある人の二次的な避難所について、福祉施設の受け入れ体制の整備を進めます。

(2) 地域見守り活動の推進

事業	内容
①交通安全教室・啓発活動の充実	○障がいのある人の交通事故を防止するため、交通安全に対する意識向上と交通安全指導の充実を図ります。障がいのある人の家族や介助者に対して交通安全運動の趣旨や、障がいのある人が関係する交通事故の実態を説明するなど交通安全に関する啓発活動を推進します。
②地域の見守り活動の構築・推進	○聴覚・言語障がい、知的障がい、精神障がい等、コミュニケーション障がいのある人が、犯罪や事故の被害にあった時、警察への通報や相談などに困難を伴うことから、その解消を図るため、日頃から隣近所での声掛けや見守りを行い、地域の連携による防犯活動を推進します。